

20131023 産保近第2号

平成25年10月28日

大阪府知事 殿

中部近畿産業保安監督部近畿支部長



学校内における火薬類の取扱いについて

当支部管内において、下記のとおり中学生が学校内で火薬類を取扱い、当人が負傷（火傷）する事故が発生しました。

火薬類取締法第23条では、18歳未満の者が火薬類を取扱うことを禁止しており、また平成22年9月9日付け22保安第18号「学校における火薬類を用いた実験について（周知依頼）」（別紙）により、当時の原子力安全・保安院から文部科学省初等中等教育局に対し、火薬類の実験時における注意事項が周知依頼されているところです。

当支部としましては、今回発生した事故を踏まえ、同種の事故の再発を防止するため、改めて貴職から別紙を学校関係者に周知されるよう依頼します。

なお、昭和55年8月8日付け55保安第100号「高等学校等における火薬類の実験について」通達（参考）においては、火薬類の実験を行う際において、生徒が18歳未満の場合には、教職員の行う実験を見学させる方法によるべきとされています。

記

平成25年10月3日に発生した学校内における火薬類に係る事故

中学一年生男子生徒が、化学実験室において、燃焼実験のための黒色火薬を製造しようとして、アルミニウム粉（還元剤）及び塩素酸カリウム（酸化剤）を混合していたところ、爆発し負傷した。